

会議名: 第22回科学技術助言補助機関会合 (SBSTTA(サブスタ)22)

文責: 鈴木睦昭

Twenty-second meeting of the Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice

公式HP <https://www.cbd.int/doc/?meeting=SBSTTA-22>

期間: 平成30年7月2日(月)~7月7日(土)モントリオール(カナダ)

出張者: 国立遺伝学研究所 産学連携・知的財産室 室長 鈴木睦昭、総合地球環境学研究所 研究員 小林邦彦

1. 概要

デジタル配列情報(DSI)に関する議題(議題3)として、2回の全体会議、3回のコンタクトグループによる会議、1回のフレンドオブチェア(議長の友の)会議が開催された。主な途上国側の主張点は、1)DSIは遺伝資源由来のすべての情報である点、2)DSIは遺伝資源に含まれる点、3)データベースにトレーサビリティ付加を行うべき点、今後の検討事項として4)DSIの商用利用の実態を調査する点、5)DSIの利益配分メカニズムの検討、能力開発・技術移転の必要性である。

一方で、先進国は、1)DSIは遺伝資源とは同一でない点、2)用語や定義を決定することが先であるといった主張を行った。多くの点で意見の違いはあったものの、生物多様性の保全や持続的な利用に関してのDSIの重要性など一部の点は、意見の一致が見られた。勧告案は、各国の主な意見を反映した全体合意が得られない条項が大幅に残り、また、勧告案自体が未合意を意味するブラケット付きという状態のまま、SBSTTAとして決議がなされた。途上国の勢いは強く、今後、COP14に向けた対応が重要となる。

また、サイドイベントにて、日本学術会議の提言の紹介と、DNA塩基配列データベースのネットワークINSDCおよびDDBJの紹介を行った

2. 日程

全体会議(プレナリー)	7/2 10:00-12:00	各国意見を提出(資料1、2)
第一回コンタクトグループ	7/2 20:00-22:00	各国意見を提出
第二回コンタクトグループ	7/4 10:00-	ノンペーパーVer.1を基に議論
フレンドオブチェア	7/5 13:15-15:00	
第三回コンタクトグループ	7/6 10:00-	ノンペーパーVer.2を基に議論
全体会議(プレナリー)	7/7 13:00-13:20	CRP10をもとに決定案として議決

3. 主な途上国及び先進国の主張

- 途上国
- 1) DSIは遺伝資源由来のすべての情報である点、
遺伝資源に関する遺伝情報(ブラジル)
遺伝資源に関するデジタルデータ(グアテマラ)
 - 2) DSIは遺伝資源に含まれる、利用より生じた利益においても利益配分をすべき。
公的データベースの非金銭的利益配分よりも、直接的な金銭的利益配分が必要
 - 3) データベースにトレーサビリティを付加すべき
 - 4) DSIの商用利用の実態について調査すべき
DSI商用利用の利益が配分されるべき
 - 5) DSIの利益配分メカニズムの検討、能力開発・技術移転の必要性
様態を検討する暫定作業部会を設置すること
 - 6) その他:非商用利用は簡素な措置をとること(ブラジル)
- 先進国
- 1) DSIは遺伝資源とは同一でない点
 - 2) 用語や定義を決定することが先であるといった主張
 - 3) 正式な議題ではない点(日本のみ)
 - 4) 公的データベースからのアクセスはPICを必要としない
- 共通
- 1) AHTEGの継続
 - 2) DSIの生物多様性の保全や持続的利用への重要性

4. 決定案

CRP10は、軽微な修正のみで、全体のブラケット付きのまま、COP14決定案となった
そのため、途上国と先進国の意見が括弧付きのまま存在する。

特に注意する箇所は

- ・DSIは生物学的・代謝産物に関する情報を含むこと(パラ2)

- ・DSIを含む国内法の存在(パラ10)
- ・暫定作業部会の設立(パラ18,19)
- ・トレーサビリティと音楽のデジタル化との比較(パラ20(b)(c))
- ・TOR(トレーサビリティ、暫定作業部会の設置)(ANNEX (d),(e),(f),(g))

推奨する箇所

- ・ [6. 公的データベースはPICを要求しない。](パラ6)

5. サイドイベント (7/3 Room 5)

ICCのサイドイベント「研究における遺伝子配列データの使用と交換に関する対話」
 遺伝研 鈴木は、研究者の立場からのデジタル配列情報についてオープンアクセスの重要性について発表。また、Markus Wyss(EU Specialty Food Ingredients)は、商業的研究における遺伝子配列データの使用事例を発表したのに対し、Tim Hirsch(Tim Hirsch博士)は、科学者の役割とヌクレオチドデータベースの利用統計を紹介し、世界中の生物多様性に関する情報を用いてデータベースへのアクセスを促進する際のGIFの役割について説明しました。プレゼンテーションとその後の議論では、参加者は、遺伝子配列データの交換と研究の現実と、そのオープン交換に起因する社会経済的利益に関して理解を深めた。
 一方、環境NGOなどから、規制とはなにを示すか？オープンサイエンスといっても、データベースの商用利用の調査が必要であるという意見もでた。また、PIPFの例の紹介が参加者からあった。

6. 今後の対応案

1) 決定案について

- (1) 広い用語の定義のまま議論が進まないようにすること、Genteic seunce dataを提言
- (2) DNA等の配列である、Genteic seunce dataを提言すること
- (3) DSIの利益の直接還元は困難であることを主張すること(決定案パラ7)
- (4) AHTEGの継続は賛成、暫定作業部会での様態を検討は時期尚早であり、用語の明確化を行わなわなないかぎり、先に進むことはできない。と主張が必要

2) アクション

- (1) 意見を提案する対応力の強化 → 事前の意見交換会などの開催
- (2) 一緒に反対してくれる国を増やす
→ 関連国によるシンポジウムの開催、EUなどへの調査、事前の意見交換

3) その他主張および、エビデンスの収集と論理増強が必要な点

- (1) トレーサビリティのフリーアクセスのデータベースは対応不可能、であること
- (2) PIPFとは、性質、用途が異なること
- (3) 音楽データとは、製品であり、DNA塩基配列とは性質が異なる、事
- (4) DSIの規制は利益もでなくなり、また、科学の発展に大きな障害となること
- (5) DSIについては、DNAの配列のリード、GENETIC SEQUENCE DATAが適している事

7. 参照

決定案: CRP10 <https://www.cbd.int/doc/c/0bae/f2c7/9a2f55d5df8f4d43ba2efed5/sbstta-22-crp-10-en.pdf>
 ENBニュース(Summary): <http://enb.iisd.org/download/pdf/enb09710e.pdf>

8. 資料

資料1 全体会議 各国ステートメント
 資料2 全体会議 意見分類
 資料3 コンタクトグループと第二回全体会議
 資料4 決定案分析
 参考資料 non-papaer Ver.1, non-papaer Ver.2, CRP10

資料1 全体会議(7/2)の各国の発言

資料1 全体会議(7/2)の各国のステイトメント

国名	発言内容
コスタリカ	非商業利用のDSIフリーアクセス支持。公的データベースでのDSIの共有は非金銭的利益(non-monetary benefit sharing)である。多数国間利益配分メカニズム(以下、GMBSMという)について否定はしない。
日本	DSIが新規事項に該当するのか、更なる検討が必要。1. DSIが新規事項に該当するか否かを決定するための情報が不足している。2. AHTEGのマンデートをCOP15まで延長すること。3. 作業・検討をした事項を除く必要なアップデートを行うとともに、決定IX/29/Para12に規定される各基準との関連性に係る分析に向けて取り組みを追記したAHTEGの付託事項(以下、TOR)を含むCOP決定案を今会合で作成すべき。
メキシコ	DSIの定義が名古屋議定書の目的におけるDSIの影響に大きく関わるので、協議が必要。暫定的にDSI使うのは良い。AHTEGを継続することに賛成。Recommendationに対する修正案をwritingで提出する。
韓国	研究活動からのDSI生成はCBDの目的達成のために必要。DSIというtermは適当ではない。termについてはもっと協議すべき。
ブラジル	AHTEGレポートによると、遺伝資源へのアクセスに続くDSIへのアクセスはCBDのスコープに入る。recommendation案に以下を提案。 <ul style="list-style-type: none"> — DSIの代わりに"Genetic Information on Genetic Resources"を提案。 — 出所(Origin)不明のDSIについてはGMBSMで対処すべき — ブラジル国内法制度ではDSIはスコープに入っている — AHTEGについては引き続き開催することを支持
ニュージーランド	CBDの3つの目的に関するDSIの影響について引き続き調査が必要
トルコ	AHTEGレポートは第一歩として歓迎。DSIのscientific definitionは必要。
グアテマラ	DSIはCBDの目的達成に貢献している。DSI生成には遺伝資源(以下、GR)へのアクセスが必要、よってNPのスコープに入る。DSIのtermについては"Digital Data on Genetic Resources"はどうか。
カナダ	DSIは遺伝資源と同一でない、Unburdened information exchangeが重要。公的データベースによるDSI共有はnon-monetary benefit sharingである。DSIの定義はもっと明確化が必要。
ドイツ	CBD/NPは有形のマテリアルに適用されるものであり、DSIのような無形のものgenetic materialの中に入らない。ドイツはCBDや名古屋議定書の適用範囲にDSIが含まれるという解釈を支持することはできない。DSIをCBD/NPのスコープに入れることはCBDの目的である、生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用を阻害することになる。公的データベースを阻害することも適当ではない。
マラウイ	アフリカ連合として: DSI利用から生じる利益は利益配分の対象である。DSIをスコープから除外することはpotential benefit-sharingの一部をできなくすることである。DSIの議論は、名古屋議定書の下でいかに潜在的な利益配分が行われるか、という一点に集中すべき。
フランス	DSIはGRそのものではない。ただし、GRアクセスの際のPIC/MATの規定にアクセスした遺伝資源からのDSIが含まれる場合もある。第29条をCOP決議を通じて、アmendすることが唯一の解決法。
フィリピン	DSIの3つの目的貢献に関する情報を定期的に締約国間でシェアしてはどうか。DSIとILCsの関連について言及。
南アフリカ	マラウイをサポート。DSI利用に関する能力構築と技術移転が必要。DSIの定義について、更なる協議が必要。NPの公正かつ衡平な利益配分の精神に則ると、対象が有形も無形でもアクセスには変わりない。GMBSMを支持。GMBSMとの関連で、AHTEGのTORを拡大することを提案する。また、AHTEGにDSIの管理に関わる専門家を追加することを提案する。
ヨルダン	日本を支持。更なるstudyを続けるべき。DSIの定義が不明瞭なので更なる議論必要。能力構築が必要。
ベルギー	DSIがCBDの3つの目的に貢献していることを認識。これをundermineすることはよろしくない。DSIは無形物であるので、CBD/NPのスコープには入らない。DSIの議論について、まずはDSIのクリアな定義が必要。
オーストラリア	DSIはCBD/NPのスコープには入らない。ただ、利益配分という目的には対象になる。
ポリビア	DSIはGRIに深く関連しているので、CBD/NPのスコープに入る。以下のrecommendation案を提案 <ul style="list-style-type: none"> — 今会合でconcrete decisionをするべき、—ブラジルの案を支持、—AHTEG継続支持
マレーシア	AHTEG報告書を支持。DSIはCBDで定義されたGRIに入る。
インドネシア	トレーサビリティはDSI利用の重要事項。DSI利用に関する能力構築が必要。
ミクロネシア	DSIに関して継続した議論必要。Fact-finding studyがもっと必要。能力構築等の支援が必要。
スイス	DSIの定義が報告書においても曖昧なのでDSIがCBDの3つの目的に及ぼす影響をアセスするのが難しくなっている。CBD/NPにおけるGRとは有形のものであるから、無形のDSIは入らないと考えられる。
オランダ	DSI利用に制限を課すことは、食糧安全、気候変動、公衆衛生に影響を及ぼす。これに十分留意して本会合でrecommendationを作成すべき
インド	DSIというtermは適切でない。有形のもの、無形のもの両方がGRIに入る。よってDSIの利用=GRの利用である。早急なconsiderationが必要。ITPGRFA等他のフォーラムでも議論されているので、調整が必要。
ベネズエラ	ポリビアを支持。DSIを利用するインフラがないので、能力構築必要。AHTEG継続は賛成。
イエメン	ベネズエラ支持。DSIの定義を明確にすべき。DSI利用に関するシステムは明確でシンプルなものにするべき。
ウガンダ	能力構築と技術移転についてrecommendationに入れるべき。
EU	本問題は包括的に対処すべき。GRへのアクセスとDSIのアクセスは同じでない。継続した議論が必要。
ルワンダ	DSIは合成生物にも利用されるが、PIC/MATがなくともアクセスできる現状あり。DSIはCBD/NPのスコープに入れるべき。定義について明確化が必要。
ベラルーシ	明確な定義が必要。能力構築必要。公的データベースへのアクセス制限はサイエンスにとってネガティブな影響があると考えられる。
タイ	AHTEG継続支持。Recommendation案について以下の追加を提案。 <ul style="list-style-type: none"> — 定義・スコープの明確化、—利益配分の条件
エチオピア	ウガンダ支持。情報は新技術よりGRから取られているから、NPのスコープに入る。
中国	DSIのスコープを明確にすべき。DSIはIPR等によって保護されている場合もある。国内法は重要である。
スーダン	マラウイを支持。能力構築・技術移転は必要。
コロンビア	DSIというtermは適当でない一時的に使用するのは差支えない。DSIはGRから生成されるので、CBD/NPのスコープに入る。データ公開は義務化すべき。
ノルウェー	DSIは新規事項である。DSIへの迅速なアクセスを確保するのは必要不可欠である。AHTEG継続支持。
UK	DSIというtermは適切でない。一時的に利用するのは差支えない。定義の明確化必要。GR利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分は全面支持する。ただし、DSIはCBD/NPのスコープに入らないと考えられる。
スウェーデン:	定義についてCBDの枠組みの中でさらなる協議必要。決議等を通じて、CBD/NPのスコープを広げることは認められない。GRへのアクセスとDSIへのアクセスは同じとみなされない。DSI利用に関する能力構築必要。
タンザニア:	ウガンダを支持。(ILCsの関与が必要。)
モロッコ:	DSIはCBDやNPの適用範囲に含まれている。AHTEGの範囲を広げて、更なる点を検討する必要。
エクアドル:	DSIがCBD/NPの目的達成に及ぼす影響について調査必要。AHTEGの継続を支持。
GBIF:	データ共有が重要である。それができなくなると、非金銭的利益配分ができなくなると考えられる。
Youth:	DSIアクセスを管理するグローバルシステムが必要
IIFB:	DSIのアクセス・利用は管理されるべき。RecommendationにILCsの関与を入れることを提案

資料2 全体会議(7/2)の各国の発言項目別

今後の進め方	AHTEGの継続を希望(多くの国)	多くの国
	新規緊急課題である、あらたな課題であるか判断が必要	日本
用語	用語について、不明瞭(韓国)適切な用語、暫定的な利用はできる	
	すべてを含む"Umbrella Terms"とすること	(フィリピン、ASEAN生物多様性センター、中国)
	「遺伝資源に関する遺伝情報」	ブラジル
	遺伝資源に関するデジタルデータを提案	グアテマラ
DSIは遺伝資源か?	DSIは遺伝資源と同等ではない	(EU、ノルウェー、カナダ、英国、スイス、オーストリア、ドイツ、フランス、ベルギー、オーストラリア)
	DSIを含めることは科学技術の発展を阻害する可能性がある	(ドイツ)
	DSIが条約と議定書の対象となることを強調	(ブラジル、マレーシア、エジプト、インド、ルワンダ、モロッコ、コロンビア、インドネシア)
	データへのオープンなアクセスの障害となる	(GBIF)
	多国間利益配分メカニズムにより、出所不明に対応できる	(ブラジル)
利益配分	直接的でも、デジタルでも、利益配分に焦点を当てるべきで	(南アフリカ)
	DSIの潜在的影響を解析する前に多くの格差を解消する必要がある	(メキシコ)
	さらなる作業が必要な分野に焦点を当てるべきだ	(ニュージーランド)
	分類学、生態学の問題についてスコープ調査の再検討が必要	(カナダ)
他のフォーラムとの関係	DSIが他のフォーラムでも開催していることを強調	(オランダ、インド、イエメン、UK)モロッコ、コロンビア、インドネシア)
	DSIの影響調査の必要性、ベスト・プラクティスの収集	(ASEAN)
	DSIに関する追加の能力開発と技術移転	(マレーシア、ヨルダン、ベネゼエラ、イエメン、ウガンダ、エクアドル、タンザニア、ベラルーシ、エチオピア、スーダン)
トレーサビリティや仕組みの開発	能力開発の取り組みで、トレーサビリティの開発にも焦点を当てるべき	(インドネシア)
	DSIの利用に関する明確な仕組みと、直接的なガイドラインの策定	(ボリビア)
	非商用利用は自由なアクセスと利用を保護すべき、商用利用は金銭的、非金銭的利益配分が	
	DSIの商業利用を規制すべき	(Youth生物多様性ネットワーク)
	COPはIPPLCの生計手段に関して、DSIの利用の潜在的影響を検討すべき	(IIFB)

資料3 コンタクトグループと第二回全体会議

コンタクトグループと第二回全体会議概要

第一回コンタクトグループ	7月2日 夜8時-10時	各国の意見を議長が聞く。
第二回コンタクトグループ	7月4日 夜8時~10時	ノンペーパーVer1を基に討論、デジタルシーケンス情報のコンタクトグループは、共同議長が作成したノンペーパーをベースにして夕方に作業を継続した。代表者は、とりわけ、「デジタルシーケンス情報」に関する用語の問題は、多くの条約の条項と決定が勧告で参照されるべきかどうかについて、その用語が現在プレースホルダーとして使用されていることを指摘している。
第三回コンタクトグループ	7月6日 午後1時半~3時	ノンペーパーVer2を基に討論、デジタルシーケンス情報に関するコンタクトグループは、共同議長が作成した非論文に取り組むために昼食時に開催。ノンペーパーは、勧告案に4括弧で囲まれた段落と、AHTEGの委任事項の下に3括弧で囲まれたパラグラフが追加されています。議論の中で、意見の相違が浮上し、数多くの新しい提案が行われました。これらの提案の大部分は、コンセンサスに達することができなかったため、括弧書きのままであった。最終的に全文が括弧で囲まれ、プレナリーに送られた(CRP10)。

全体会議	7/7 13:00-13:20	
	議長	DSIのコンタクトグループの共同議長であるHesiquio Benítez Díaz (メキシコ)は、グループの審議の概要を提供した。同代表は、コンタクトグループが合意に達することができず、文書に多数の括弧が含まれており、CBD COPと名古屋議定書COP-MOPの勧告草案は完全に括弧で囲まれていると述べた。
	日本	日本は、IX / 29の決定事項に含まれる新旧の問題の基準に関連して、DSIの状況について明確に要求し、正当なプロセスに従わなければならないと指摘した。事務局は、SBSTTAの権限はCBD決定XIII / 16から直接与えられたと指摘した。同議長は、新たな新興問題に取り組む一つの方法は関連基準を通じたものであるが、COPやCOP-MOPが議題に項目を置く能力を制限しないことを強調した。
	メキシコ	メキシコは、第3の目標に適切に対処するために、この条約が25年後にはまだ失敗すると嘆いていた。彼女は、DSIが無形であり、したがって商業目的で使用される場合に利益を配分する義務を負わないという主張が、条約を危うくすると強調した。メキシコサラマンダーのゲノム解析を例示
	カメルーン	アフリカのためのカメルーンは、生物多様性の保護の失敗の重要な理由は、その保護者が生物多様性の保全と持続可能な利用を促す適切な恩恵を引き出すことができないことである。彼女はCOP 14ですべての締約国に対しコンセンサスを求めるよう促した。
	ブラジル	ブラジルは、公正で衡平な利益分配のためのトレードオフとして、非商業的研究のためのアクセス手段を簡素化するための実用的な提案がなされたことを強調し、条約の第3の目的に関してDSIを議論する先進国からの抵抗を嘆き、「科学、生物多様性の保全、条約はすべて失われる」と指摘した。

条項番号	条項の簡易名称	和訳	原文	重要度・重篤度
	全体に関する[]			◎
1	DSIの暫定使用	1. DSIは遺伝資源の多様なタイプの情報に最適な言葉ではないが、新たな用語が合意するまでに暫定的に使用することを、注記する。	1. Notes that the term "digital sequence information" may not be the most appropriate term to refer to the various types of information on genetic resources, and that it is used as a placeholder until an alternative term is agreed;	
2	DSIは生物学的・代謝産物を含む	[2. DSIは核酸やタンパクの配列と同様に遺伝資源の細胞からの生物学的や特異な代謝物に関する情報と認識する]	[2. Recognizes that digital sequence information includes information on nucleic acids and protein sequences as well as information derived from biological and metabolic processes specific to the cells of the genetic resource;]	×××
3	DSIの条約目的の重要性と相互リンク性	3. 生物多様性の保全と持続可能な利用に関して、DSIは重要であり、3つの目的と相互作用する	3. Recognizes the importance of digital sequence information on genetic resources for the conservation of biological diversity and the sustainable use of its components while emphasizing that the three objectives of the Convention are interlinked and mutually supportive;	
4	DSIの健康と食料安全保障へのプラスの効果	[4. DSIは生物多様性の保全と持続可能な利用と、ヒト・動物・植物の健康と、食料安全保障にプラスの効果があると認識する]	[4. Recognizes that digital sequence information on genetic resources has important and very positive effects on the conservation of biological diversity and sustainable use of its components as well as for protection of human, animal and plant health and for food security and safety;]	
5	DSIは科学に貢献する	5. 遺伝資源のDSIの利用とその情報の公的アクセスは、[生物多様性に貢献する、食料安全保障や調査、保全、持続的利用は、[社会への多様な利益を提供し]科学の進歩に貢献する、[公正かつ公平に配分されるべきである。]	5. Recognizes that the use of digital sequence information on genetic resources and public access to this information contributes to scientific research [that is essential for the characterization, conservation and sustainable use of biological diversity and to food security, food safety and human health] [and provides multiple benefits to society] [which should be shared fairly and equitably];	
6	[6. 公的データベースPICを要求しない。]	[6. 公的データベースを持つデジタル配列情報へのアクセスはPICを要求するものではないことを、注記する。]	[6. Notes that access to digital sequence information held in public databases is not subject to requirements for prior informed consent;]	◎
7	提供者への直接的胃液配分	[7. デジタル配列情報の創出は物理的な遺伝資源への最初のアクセスを必要とする。さらにそれゆえに、デジタル配列情報の利益配分は、条約の第三の目的や名古屋議定書の目的、および、名古屋議定書第5項1条の規定に従い、先住民や生物多様性を維持する地域住民に直接保全と持続的な利用のインセンティブとして、直接的に利益配分をおこなうべきである。]	[7. Notes that the creation of digital sequence information requires initial access to a physical genetic resource, and that, therefore, a benefit arising from the utilization of digital sequence information should be shared fairly and equitably in accordance with the third objective of the Convention, the objective of the Nagoya Protocol and Article 5(1) of the Nagoya Protocol and in a way that directly benefits indigenous peoples and local communities conserving biological diversity so that it serves as an incentive for conservation and sustainable use;]	
8	能力開発	8. 多くの国では、遺伝資源に関するデジタル配列情報を使用、生成、分析するためのさらなる能力が必要であり、締約国、他の政府および関係機関が、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献するデジタル配列情報の利用を支援するための能力構築および技術移転を支援することを奨励する。	8. Recognizes also that further capacity to use, generate and analyse digital sequence information on genetic resources is needed in many countries and encourages Parties, other Governments and relevant organizations to support capacity-building and technology transfer to assist in the use of digital sequence information on genetic resources to contribute to conservation and sustainable use of biodiversity;	
9	オープンアクセスと提供国や地域社会への利益配分のバランスを取る必要性	[9. 遺伝資源に関する情報へのオープンで自由なアクセスへの関心と、そうでなければ利益にならない遺伝資源を提供する国や地域社会との利益の公正かつ公平な配分への関心とのバランスをとる必要性を認識していることを、研究開発活動の結果から、同様に認識する。]	[9. Also recognizes the need to strike a balance between the interest in open and free access to information on genetic resources and the interest in fair and equitable sharing of benefits with countries and communities providing these genetic resources from which the information was generated which may otherwise not benefit from the results of the research and development activities;]	
10	DSIを遺伝資源と同等と考える国内法が存在すること	[10. 締約国のいくつかは、DSIを遺伝資源と同等と考える条項が実施されている事を注記する]	[10. Notes that some Parties have implemented provisions that consider digital sequence information as equivalent to genetic resources;]	X
11	MATでDSIの商用利用がカバーできる	[11. MATが遺伝資源におけるデジタル配列情報の商用利用から生じる利益をカバーできることを、認識する。]	[11. Acknowledges that mutually agreed terms can cover benefits arising from the commercial use of digital sequence information on genetic resources;]	○
12	DSIの法律がないために不適切な利用が促進される	[12. 遺伝資源のデジタル配列情報が、もし国内法や過関係する利益配分法律が設置されてない場合、不適切な利用を促進することも認められる]	[12. Also recognizes that digital sequence information on genetic resources can facilitate misappropriation if it is used to bypass national access legislation and no alternative benefit-sharing measure is put in place;]	
13	アクセスにより生じた遺伝資源のDSIの利用は公正かつ公平な配分されるべき	[13. 生物多様性条約の第15条第7項と名古屋議定書の第5条に従い、アクセスにより生じた遺伝資源のDSIの利用の結果、商用利用から生じた利益は公正かつ公平に配分されるべきであると、認識する。]	[13. Acknowledges that, according to Article 15.7 of the Convention and Article 5 of the Nagoya Protocol, benefits from the commercial use of the results of utilization of digital sequence information on genetic resources arising from access shall be shared in a fair and equitable way;]	
14	非商用目的のDSIの利用は、国内法において簡易にすべき	[14. 生物多様性条約の第15条第2項と名古屋議定書の第8条に従い、非商用目的の研究開発の遺伝資源のDSIの利用は、[使用目的の変化]国内法に従い簡易なものとする、と認識する]	[14. Acknowledges also that, according to Article 15.2 of the Convention and Article 8 of the Nagoya Protocol, the use of digital sequence information on genetic resources for non-commercial research and development should be subject to simplified measures according to domestic legislation, [taking into account the need to address a change of intent for such research highlighting that it is the sovereign right of a Party on how they wish to create conditions to promote and encourage research];]	
15	DSIの利用と交換を支援・奨励	[15. 条約の三目的の為に][ヒト、動物、植物の健康や食料安全保障の為に][生物多様性条約の目的と構成要素の持続的な利用と同様に、動物、植物の健康や食料安全の為に]遺伝資源のDSIの利用と交換を支援・奨励することを、締約国、その他政府、ILC、関連組織、その他ステークホルダーに、招請すること。]	[15. Invites Parties, other Governments, indigenous peoples and local communities, relevant organizations and stakeholders to facilitate access and support the exchange and use of digital sequence information [to further the three objectives of the Convention][to further the three objectives of the Convention, including for protection of human, animal and plant health and for food security][for purposes of conservation of biological diversity and sustainable use of its components as well as for protection of human, animal and plant health and for food security];]	
16	締約国やILCなどの関係者等への意見と情報の要請	16. DSIの概念を明確にする意見と情報を締約国、他政府、先住民と地域社会と関連するステークホルダーに、招請する。	16. Invites Parties, other Governments, indigenous peoples and local communities, and relevant stakeholders to submit views and information to clarify the concept of digital sequence information;	
17	DSIの国内法での対応	17. 遺伝資源のDSIがそれぞれの国内法や規制の中で、DSIがどのように対応しているか、締約国と他の政府に招請する。	17. Invites Parties and other Governments to submit information on how they address digital sequence information in their domestic legislation and other measures related to digital sequence information on genetic resources;	
18	AHTEG、暫定作業部会の設置	[18. 財政が許す限り、アネクセスに記載された委任事項に従って会議を運営すること、[AHTEG][暫定作業部会]の設置と、それを事務局に要求することの決定]	[18. Decides to establish an [Ad Hoc Technical Expert Group][open-ended working group] and requests the Executive Secretary, subject to the availability of financial resources, to convene a meeting of this group in accordance with the terms of reference contained in the annex;]	×

19	暫定作業部会の設立	[19. パラ18に従い設立され COP15の前に少なくとも一回開催されるAHTEGの報告書を考慮し、多国間アプローチの可能性や、公的アクセス可能なデータベースに対するアプローチを含む、DSIの利益配分を開発する様態を開発する暫定作業部会の設立を決定する]	[19. Decides to establish an open-ended working group to develop modalities for sharing benefits from digital sequence information, including possible multilateral approaches and approaches for publicly accessible databases, taking into account the report of the ad hoc technical expert group established pursuant to paragraph 18 above, to meet at least once in the next biennium and to report to the Conference of the Parties at its fifteenth meeting.];	×
20	事務局への要求	20. 下記項目を、財政が許す限り、事務局に要求する	20. Requests the Executive Secretary, subject to the availability of financial resources:	
	意見集約・総括	(a)提出された意見を集約、まとめること	(a) To compile and synthesize the views and information submitted;	
	データベースによるトレーサビリティの対応調査	[(b) データベースによりトレーサビリティがどのように対応されているか、また、これらが遺伝資源トレーサビリティの分野で行われている。[ピアレビューされた]研究の依頼	[(b) To commission a [peer-reviewed] study on ongoing developments in the field of traceability, including how traceability is addressed by databases, and how these could inform discussions on digital sequence information on genetic resources.];	××
	音楽等とのデジタル化との比較	[(c) 音楽、ソフトウェア、発行者、その他の産業から可能な経験を含む、[ピアレビューされた] DSIの利益配分 調査研究を委託すること、それは、非商業的利用と商業的利用の異なる形式の試験や異分野におけるデジタル化がどのように利益配分にインパクトを与えたのかを含む。	[(c) To commission a [peer-reviewed] study on benefit-sharing associated with digital sequence information, including examining different forms of benefit-sharing for non-commercial and commercial uses and how digitization of information in other sectors has impacted benefit-sharing, including possible lessons from the music, software, publishing and other industries.];	××
	知見のまとめの調査	(d)締約国の知見のまとめと AHTEGの検討も含め 調査権研究すること	(d) To make the studies and the synthesis of views available for the Parties and for the consideration of the Ad Hoc Technical Expert Group;	
	オンラインフォーラム	(e) 下記委任事項のpara 10で設置されたAHTEGを支援するための暫定オンラインフォーラム開催すること	(e) To convene a moderated open-ended online forum to support the work of the Ad Hoc Technical Expert Group established in paragraph 10 above in meeting its terms of reference;	
21	COP15に対する勧告作成	[21. COP15に対する勧告を検討することを SBSTTAに要求すること]	[21. Requests the Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice to consider the outcomes of the Ad Hoc Technical Expert Group and to make a recommendation for the consideration of the Conference of the Parties at its fifteenth meeting.];	
22	水平線調査等	22. DSIの産生・利用・管理運営はダイナミックであり、科学技術の発展によるものであることを認識する。また、 遺伝資源のDSの分野の水平線調査、条約の目的や名古屋議定書の実施可能性のレビューを定期的を行うことを注記する。	22. Recognizes that the generation, use and management of digital sequence information is dynamic and subject to technological and scientific developments, and notes that regular horizon scanning of developments in the field of digital sequence information on genetic resources is needed for reviewing their potential implications for the objectives of the Convention and the Nagoya Protocol;	
23	他の国際フォーラムとの関係性	23.23. 遺伝資源に関するデジタル配列情報の問題は、いくつかの異なる国際フォーラムで検討されており、進行中のプロセスや政策議論に引き続き参加し、条約及び名古屋議定書に関連する遺伝資源に関するデジタル配列情報の使用を現在の議論に関する情報を収集するよう要請する、注記する	23. Notes that the issue of digital sequence information on genetic resources is being considered in a number of different international forums, and requests the Executive Secretary to continue to engage and collaborate with relevant ongoing processes and policy debates to collect information on current discussions on the use of digital sequence information on genetic resources of relevance to the Convention and the Nagoya Protocol.	
ANN EX	アネックス	アネックス	[Annex	
	TOR	DSIの第二回AHTEGの委任事項(TOR)	TERMS OF REFERENCE FOR THE SECOND AD HOC TECHNICAL EXPERT GROUP ON DIGITAL SEQUENCE INFORMATION ON GENETIC RESOURCES	
		AHTEGは下記を行わなければならない	The Ad Hoc Technical Expert Group shall:	
		(a) 考慮事項	(a) Take into account:	
		(i) 決定XIII/16による、DSI知見と情報の収集とまとめ	(i) The compilation and synthesis of views and information related to digital sequence information on genetic resources submitted pursuant to decision XIII/16;	
		(ii) 決定XIII/16に關係する、生物多様性条約と名古屋議定書の内容の用語と遺伝資源のDSIの利用の条件に関する事実認識と展望調査	(ii) The fact finding and scoping study to clarify terminology and concepts and to assess the extent and the terms and conditions of the use of digital sequence information on genetic resources in the context of the Convention and the Nagoya Protocol prepared pursuant to decision XIII/16;	
		(iii) 第一回AHTEGの報告	(iii) The report of the first Ad Hoc Technical Expert Group on Digital Sequence Information on Genetic Resources;	
		(b) 決定のpara 11(a),(b), (c)に関する追加事項意見と情報の集約との検討	(b) Consider the synthesis of views and information and additional studies referred to paragraph 11(a), (b) and [(c)] of the decision;	
		(c) 条約および名古屋議定書の文脈におけるデジタル配列情報の概念を明確にし、運用期間を特定する。	(c) Clarify the concept of digital sequence information in the context of the Convention and the Nagoya Protocol and identify an operational term;	
		(d)締約国の知見のまとめと AHTEGの検討も含め トレーサビリティの調査研究をすること	[(d) Consider how ongoing developments on traceability can inform discussions on digital sequence information on genetic resources.];	×
		[(e) 遺伝資源のDSIの利用の措置の簡素化	[(e) Consider simplified measures for utilization of digital sequence information on genetic resources;	×
		(f) 国境をまたぐ特別な場合や原産国が不明な場合を含む遺伝資源のDSIの商用利用から生じる公正かつ衡平な利益配分の仕組みの検討	(f) Consider mechanisms for the fair and equitable sharing of benefits derived from the commercial utilization of digital sequence information on genetic resources including the specific cases of transboundary situations or for which it is not possible to identify the country of origin of the genetic resource;	×
		(g) DSIの利用と同様に、それに続く応用と商品化から生じる利益配分の義務について法的遵守を確実にする仕組みの考慮	(g) Consider mechanisms to ensure compliance with benefit-sharing obligations from the utilization of digital sequence information on genetic resources as well as subsequent applications and commercialization.];	×
		(h) 財政が許す限り、COP15の前に、少なくとも一回の対面会議を行う、必要に応じ、オンラインツールを使用する。	(h) Meet at least once face-to-face, subject to the availability of financial resources, prior to the fifteenth meeting of the Conference of the Parties and make use of online tools to facilitate its work, as appropriate;	
		(i) COP15の前に、SBSTTAに提出する	(i) Submit its outcomes for consideration by a meeting of the Subsidiary Body on Scientific Technical and Technological Advice to be held prior to the fifteenth meeting of the Conference of the Parties.];	